

運転免許自主返納制度が拡充されました

自主返納できるのは
運転免許センター



秋田県内各警察署



+ プラス

お住まいのお近くの

交番・駐在所

で手続きできるよう
になりました



警察署から

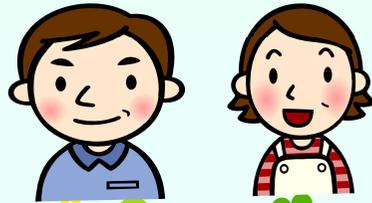
職員による訪問

ができる場合もあります
(電話等による事前相談必要)



代理人による申請

が可能になりました



運転免許センターでは

目曜窓口

を始めました
(電話による事前申込必要)

運転経歴証明書は
自主返納から5年以内に
申請してください



運転免許の自主返納申請案内表

平成30年4月1日改正版

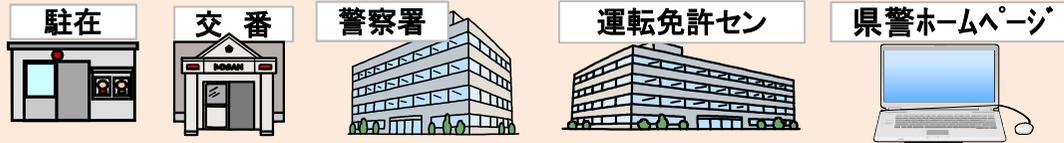
◇通常の申請方法

申請種別	受付場所	受付時間	交付	準備するもの	手数料	備考
取消し申請 (自主返納)	運転免許センター	祝日、土・日曜、年末年始の休日を除く毎日 ○午前8時30分～午前11時 ○午後1時～午後4時		○運転免許証	なし	○免許が失効してしまった方は申請できません。
	警察署	祝日、土・日曜、年末年始の休日を除く毎日 ○午前8時30分～午後4時				
運転経歴証明書	運転免許センター	※取消し申請と同じ	即日交付 (受付から1時間30分程度かかります)	※免許センターで申請する場合は写真は必要ありません	申請手数料 1,100円	○取消し申請から5年以内であれば申請できます。
	警察署	※取消し申請と同じ	約2週間後	○写真1枚(3×2.4cm、6か月以内撮影、無帽、正面、無背景、上三分身、カラー・白黒どちらでも可)		

◇その他の申請方法

申請種別	受付場所	受付時間	交付	準備するもの	手数料	備考
日曜窓口	取消し申請	運転免許センター ※電話による事前申込みが必要 (平日8:30～17:15) 018-824-3738	日曜日(年末年始の休日を除く) ○午後2時～午後3時	○運転免許証	なし	
	運転経歴証明書 (取消し申請と同時のみ受付)					
職員による訪問	取消し申請	警察署 ※電話等による事前相談が必要	平日の執務時間内	○運転免許証	なし	○対象者 病気や怪我等により、警察署の窓口に赴くことのできない事情があり、かつ代理手続きを委任する者が確保できない高齢者で、本人から直に返納の意思を聴取可能な方
	運転経歴証明書 (取消し申請と同時のみ受付)					
代理人による申請	取消し申請	運転免許センター 警察署	通常の申請方法と同じ (免許センターは日曜窓口でも受付可)	○運転免許返納代理手続申込書 (事前に入手し、記載して持参) ○運転免許証 ○代理人の本人確認書類(運転免許証等)	なし	○対象者 窓口への来所が困難で、事情を知る者に代理手続の委任が可能な高齢者
	運転経歴証明書 (取消し申請と同時のみ受付)					
交番、駐在所	取消し申請	住所地を管轄する警察署管内の交番、駐在所	執務時間内	○運転免許証	なし	○対象者 本人が申請場所へ赴くことができる高齢者
	運転経歴証明書 (取消し申請と同時のみ受付)					

7月から運転免許返納の代理手続を受付します。



代理手続の受付時間

運転免許センター

平日
午前 8:30 ~ 11:00
午後 1:00 ~ 4:00

日曜(事前申込制)
午後 2:00 ~ 3:00

警察署と6交番

平日のみ
午前 8:30 ~ 午後 4:00

問い合わせ先
最寄りの警察署 又は
運転免許センター
(tel.018-824-3738)



「代理手続申込書」の用紙受け取り又はダウンロード

①



返納者



②

代理手続申込書の記入

③

代理手続に必要な物

- ・代理手続申込書
- ・返納者の運転免許証
- ・代理人の身分を証明する物
- ・取消申請書(窓口で代筆していただきます。)



代理人

運転免許センター

森吉、二ツ井
矢島、美郷
増田、羽後
の6交番



警察署



※ 返納と同時の場合は、運転経歴証明書の申請もできます。
(写真及び手数料1,100円が必要です。詳しくはお問い合わせください。)
注：運転経歴証明書の交付申請のみの場合、代理申請はできません。